

デマンド型乗合タクシー運行業務（仁賀コース）仕様書

1 委託業務名

デマンド型乗合タクシー運行業務（仁賀コース）

2 委託業務の内容

以下の運行区域内でのデマンド型乗合タクシー運行及び予約受付業務

(1) デマンド型乗合タクシー運行業務

ア 運行区域

運行区域は以下のとおりとする。

仁賀町、下野町、竹原町、中央、本町

イ 乗降場所

乗降場所は以下のとおりとし、予約状況に応じ適切なルートで運行すること。

また、発着が以下の①の区域内のみ及び②の区域内のみになる運行をしてはならない。

①仁賀町

利用者が予約時に指定した場所

②市中心部

場所	住所
安田病院	竹原市下野町3136番地
フジ竹原店	竹原市下野町3308番地
エブリイ竹原店	竹原市竹原町48番地3
かわの医院	竹原市竹原町3554番地
あいふる316通り	竹原市中央二丁目2番1号
中島内科クリニック	竹原市中央二丁目14番15号
城原胃腸科整形外科	竹原市中央三丁目4番1号
こうの医院	竹原市中央三丁目15番1号
藤三竹原ショッピングセンター	竹原市中央四丁目7番20号
旧ゆめタウン竹原	竹原市中央五丁目2番1号
道の駅たけはら	竹原市本町一丁目1番1号

(2) 予約受付業務

ア 予約は口頭、電話またはファクシミリにて受け付けるものとする。

イ 予約受付時間は、9時から18時までとし、受付期限は運行前日18時までとする。

ウ 予約時に利用者から氏名、登録番号、利用する便、乗降場所及び連絡先を確認すること。

エ 利用者から予約内容の変更又は取り止めの連絡があった場合、誠実に対応すること。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 運行計画

(1) 運行日程

運行する日 毎週金曜日

運行しない日 予約がない日、祝祭日、12月29日から1月3日までの期間
災害などにより運行することが適当でないと市が認めた日

(2) 運行ダイヤ

仁賀町発竹原市内行き 8時30分発

竹原市内発仁賀町行き 13時30分発

(3) 運行予定日数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
日数	4	5	4	5	4	4	5	4	4	4	4	4	51

5 利用料金

(1) 1人1回あたり500円とし受託者の収入とする。

(2) 障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳）を確認した場合、利用料金から1割を割引くこととし、当該手帳に「介護」のスタンプがある場合は、介護者1人までを同様に1割を割引くこと。

6 受託者の要件

(1) 許可要件

道路運送法第4条に定める一般乗合自動車運送事業の許可を得ている者、若しくは令和8年3月までに取得する見込みがある者、かつ、乗務員の確保が確実であること。

(2) 車両要件

乗車定員10名の車両及び予備車として乗車定員10名以下の車両を数台確保できること。

7 実績報告

毎月末日までの業務の実施報告書を、翌月10日までに市へ提出すること。

8 委託料

委託料は、令和8年4月から令和9年2月分までを部分払いとし、令和9年3月分を完了払いとする。部分払いの額は、契約金額を12で除した額（当該額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、完了払いの額はその残額とする。

受注者の責めに帰すべき事由により業務を実施できない日が生じた場合、その相当額を当該月の委託料から除くものとする。

9 業務遂行上の注意事項

- (1) 本業務の運行に当たる乗務員は、法令を遵守し交通安全に万全を期するとともに利用者に対して誠意をもって対応しなければならない。
- (2) 運行中の車両故障又は事故など事業者の帰すべき事由により運行を中止又は中断した場合は、事業者は直ちに市へ報告するとともに、予備車両又は交代の乗務員を確保するなど、業務に支障をきたすことのないように努めるものとする。
- (3) 天災等やむを得ない事情により、予定していた運行を中止する場合は、速やかに市へ報告するとともに、予約していた利用者へ連絡することとする。
- (4) 運行中に事故が発生した場合は、まず人命救助を最優先に行い、救急車手配・警

察通報・保険会社への連絡などの初期対応を事業者が責任をもって行ったうえで広島運輸支局及び市へ内容報告を行うものとする。

- (5) 事業者は、運行中の事故について誠実に対応するため、本事業に使用する車両に對し、補償金額以上の任意保険又は任意共済に加入するものとする。

10 その他

この仕様書に定めるもののほか、デマンド型乗合タクシー運行業務に関して必要な事項は、市及び事業者双方の協議により別途定めるものとする。